

建 技 第 180 号  
令和6年7月22日

部 内 各 所 属 長 殿

土 木 部 長

情報共有システムの試行要領の改定について

このことについて、情報共有システム試行要領を改定し、以下のとおり実施することとしましたので通知します。

- 1 改定内容  
別添の情報共有システム試行要領（令和6年8月 富山県土木部）のとおり
- 2 適用  
令和6年8月15日以降に作成する設計書から適用する

（事務担当 建設技術企画課技術指導係）